

令和4年第2回
利根町議会定例会会議録 第3号

令和4年6月7日 午前10時開議

1. 出席議員

| | | | |
|----|----------|-----|----------|
| 2番 | 山崎 誠一郎 君 | 8番 | 井原 正光 君 |
| 3番 | 片山 啓 君 | 9番 | 五十嵐 辰雄 君 |
| 4番 | 大越 勇一 君 | 10番 | 若泉 昌寿 君 |
| 5番 | 石井 公一郎 君 | 11番 | 船川 京子 君 |
| 6番 | 石山 肖子 君 | 12番 | 新井 邦弘 君 |
| 7番 | 花嶋 美清雄 君 | | |

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

| | |
|---------------------------------|----------|
| 町 長 | 佐々木 喜章 君 |
| 教 育 長 | 海老澤 勤 君 |
| 総 務 課 長 | 青木 正道 君 |
| 政 策 企 画 課 長 | 布袋 哲朗 君 |
| 財 政 課 長 | 蜂谷 忠義 君 |
| 防 災 危 機 管 理 課 長 | 亀谷 英一 君 |
| 税 務 課 長 | 大越 達也 君 |
| 住 民 課 長 | 松永 重生 君 |
| 福 祉 課 長 | 三好 則男 君 |
| 子 育 て 支 援 課 長 | 花嶋 みゆき 君 |
| 保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長 | 狩谷 美弥子 君 |
| 生 活 環 境 課 長 | 飯田 喜紀 君 |
| 保 険 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長 | 松本 浩睦 君 |
| 農 業 政 策 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 大越 聖之 君 |
| 建 設 課 長 | 中村 敏明 君 |
| ま ち 未 来 創 造 課 長 | 清水 敬子 君 |
| 会 計 課 長 | 本谷 幸洋 君 |
| 学 校 教 育 課 長 | 中村 寛之 君 |

生涯学習課長 桜井保夫君
指導課長 丹晴幸君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 宮本正裕
書記 荒井裕二
書記 辰尾尚美

1. 議事日程

議事日程第3号

令和4年6月7日（火曜日）

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分開議

○議長（新井邦弘君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程に入る前に、一般質問についての確認事項を申し上げます。

執行部には反問権を付与しております。議員の質問に疑問があるときは、反問する旨宣告し、議長の許可を得て反問してください。

次に、議員に申し上げます。会議規則第61条第1項の規定により、一般質問は町の一般事務についてただすものです。したがって、町の一般事務に関係ないものは認められません。通告に従い、十分にこれらのルールを遵守するよう申し上げます。

それでは、議事日程に入ります。

○議長（新井邦弘君） 日程第1，一般質問を行います。

5番通告，8番井原正光議員。

〔5番井原正光君登壇〕

○5番（井原正光君） おはようございます。井原正光です。一般質問を行います。

今年2月24日、ロシアがウクライナに軍事侵攻を始めてから100日を経過いたしました。

毎日、戦況をテレビが伝え、状況は一進一退のようですが、国外に逃れる難民が日本にも来て、既に生活を始めております。この影響により物価が上昇し、消費者への影響が大きく出始めました。

総務省は、4月の全国の消費者物価指数は、生鮮食品を除いて2.1%上昇したと、このように言っています。原材料価格の上昇で身近な商品の値上げラッシュが相次いでいて、住民の負担が増え続けています。鉄道、ガス、電気などの公共料金は20%上昇、家計負担が1世帯平均6万円増との試算があります。この値上げラッシュは、特に低所得者に大きな打撃を与えています。これら値上げの背景には、新型コロナの影響による人の流れが減少し、経済活動への影響もありますが、気候変動によることが大きいと言われています。日本銀行の目標としていた物価上昇2%、これは思わぬところで達成したように思いますが、賃上げや雇用拡大、給料所得が上がればいいのですが、これは望みようがありません。

利根町では、この4月から、町長給料をはじめ議員の報酬も引き上げられました。引上げについては、議員間での議論も少しありましたが、これら議論は議員自身のための議論であって、主に議員の引上げを正当化するための話合いの議論となっているように思われます。さらに、住民の方々にはこの引き上げた後に正当性を認められるようにということで知恵を絞っているところをございまして、今月6月25日には住民との対話の集会も設けられております。この中で、住民に対するいろいろな意見、怒りも含めて、これらを聞くという会を設けたところをございます。

この報酬引上げ分、いわゆる財政分ですが、これは議員を減らしてそれを穴埋めしようということで、今、行おうとしているところをございます。引上げをするのには、報酬審議会に諮る、これが一番をございますが、それと同時に、先に情報を住民に周知する、流すことが重要で、有権者が納得できる、理解できる内容であることが大事であると思います。何でもかんでも住民の代表となったから決めてしまう、決められるという、そういう考え方はこれからは捨てなければなりません。

もっとも、町長は選挙で選ばれたから、でなければ選ばなければいいんだと、この議会の中で直接有権者に向かって発言をしております。これでは、何事も混乱します。今、議会は、首長に対し付度したり、すり寄る姿勢を取る議員も見受けられますことから、今は何事も決定するかもしれません。そのほうが議員も楽でありますから。しかし、住民にとっても、町の将来を考えても、これは誤った方向に行ってしまうと大変危惧するものであります。とにかくコロナ等で物価が上昇し、日常生活に影響が出ています。生活困窮者に対する支援、町の事情に合った施策が必要だということを申し上げておきます。

質問に入ります。

利根町総合振興計画は、愛称「とね魅力アップビジョン」と呼ばれていますが、この中に、安全・安心への関心の高まりと地域のつながりの必要性の中に、23.3.11、いわゆる東日本大震災、その支援と洪水などの自然災害、このようになっています。また、いつま

でも健康で元気あふれるまちづくりでは、健康予防の充実の中で、生活習慣病、がん、感染予防体制の充実がうたわれていますが、今、地域経済や住民生活に大きな影響を与えている新型コロナウイルス感染症について、体制、支援が示されていません。新型コロナウイルス感染症は、人類を脅かす感染症の世界的大流行となっています。新型コロナは、これまでの日常生活や暮らし、働き方を一変させてしまいました。このような突発的な社会問題に対応できるように、柔軟性と機動性を併せ持つ行政運営の方向性を示す必要があると思います。

この観点から、町の最も最上位に当たる利根町の振興計画、これを新しい計画に着手する考えがあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） それでは、井原議員の御質問にお答えをいたします。

当町では、まちづくりの将来像を「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」とし、策定しました第五次利根町総合振興計画に基づき、これまで様々な施策に取り組んでまいりました。このような中、新型コロナウイルスの感染症拡大の影響により、社会経済活動が縮小を余儀なくされる状況となり、私たちの社会の価値観は大きく変容いたしました。感染者数についても、日々の変動はありますが、まだまだ予断を許さない状況となっております。一方で、感染拡大の防止と社会経済活動を両立する必要があることから、ウイズコロナ時代として新たな生活様式の実践が全体的に求められております。

総合振興計画において、毎年度見直しをかけておりますので、議員がおっしゃる、コロナに対する対策の方向性を示す必要性につきましては、社会情勢を踏まえ柔軟に対応してまいります。また、後期基本計画の策定につきましても、コロナに関する施策はもちろんのこと、地域の実情や社会情勢を考慮し、策定していきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○5番（井原正光君） 今、町長から答弁をいただきました。利根町の総合振興計画、先ほども申し上げましたように、この町の最上位計画であります。今、パンデミックが起きている中で、住民の安全・安心を確保する体制を示す必要がどうしてもあるわけです。でないと町は何もできないということで、ぜひともこの中にパンデミック等の文言を入れていただきたい。最低です、これは。そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてお聞きをいたします。

第4回の接種について、先月25日から始まりました。対象者は60歳以上と、18歳から59歳で持病などにより重症化リスクが高い人ということで限られております。しかし、これは新聞でいろいろ広報、宣伝されてよく分かっていると思うのですが、小さい子供たちに対する感染対策というか、接種については何ら触れていないんですね。さきの町の広報等

についても、これらの周知が抜けているように思いますので、今回、改めて小児への接種体制について、いろいろ意見はあるでしょうけれども、町の体制について伺っていきたいと思います。

町内に、接種をする場所、小児科医院が今ないので、どこで接種したらいいのだろうかという一つの疑問があります。それと、筋肉内接種ワクチンですので、小児科医院でも慣れていないのではないのかなと、私自身要らぬ心配をしております。保護者の判断できる情報を丁寧に提供する、もちろん不安を取り除くためにも事細かく情報提供することが必要です。

専門的な立場から、この点についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） 小児へのコロナ禍ワクチン接種体制について御説明させていただきます。

5歳から11歳の小児を対象とした新型コロナワクチン接種は、令和4年2月21日にファイザー社ワクチンの薬事承認と予防接種法の施行令の一部を改正する政令の公布により、全国的に実施されることになりました。本町ではこれに合わせ、円滑に接種を開始できるよう町内の医療機関に御相談させていただき、3月10日から個別接種を開始しております。

接種までの流れは、大人の接種と同様で、接種券が届いてからコールセンターへの電話予約か、インターネットによる予約が必要となります。町内の接種医療機関は、予約状況に応じ医療機関に相談した上で調整させていただいており、現在は小児科医が接種に当たる鈴木内科医院のみとなっております。接種回数は、3週間以上の間隔を空けて合計2回です。

なお、15歳以下の対象者が予防接種を受ける際は、保護者の同意と立会いが必要となります。しかし、諸事情により保護者が立ち会うことができない場合は、ふだんお子さんの健康状態をよく把握している方に立ち会っていただくようお願いしておりますが、その際は保護者の委任状を添付させていただくようお願いをしております。この保護者の同伴につきましては、感染症予防の効果と副反応のリスク、双方について知っていただいた上で、保護者の意思に基づいて接種を判断していただくよう、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引に明記されております。

小児用のワクチン接種は、ファイザー社のみで、政令が公布された2月下旬の段階では、国からのワクチン配分が対象者数の15%程度と十分でなかったため、医療機関との協議の上、高学年の11歳児から通知を発送し、予約を開始いたしました。町内の医療機関による個別接種は3月10日から、保健福祉センターでの集団接種は3月27日に開始しましたが、その間、国からのワクチン配分数が増えましたので、3月中には対象児への接種券発送が完了しております。5月31日現在の接種状況でございますが、1回目接種は156名で27.96%の接種率、2回目接種は124名で22.22%の接種率となっております。

接種場所につきましては、現在、予約が大分少なくなっておりますので、小児科医が接種に当たる鈴木内科医院のみということで、再度申し上げさせていただきます。

筋肉内接種ということで、小児科医も慣れてはいないのではないかと御質問に関しましては、こちらは医師の手技に関することになりますので、私が申し上げることではないかと思っております。

○議長（新井邦弘君） 花嶋子育て支援課長。

〔「聞いていません」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○5番（井原正光君） 続いて、お聞きしたいと思います。今、5歳から11歳の子供たちの接種についてお伺いをいたしました。これについては、親の意思を確認した上でやっているよと、そういう回答だったかと思っております。また、接種率が3割に満たないということで、もう少し上げたほうがいいのかという感じもいたします。

この件についてはいいですが、2歳未満と基礎疾患のある子供の接種、これは重症化を防ぐことが大変期待されているということでございますが、幼児ですから、この接種する上での保護者としての注意点、そういうのがありましたら教えてください。

○議長（新井邦弘君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） 井原議員の質問にお答えさせていただきます。

議員がおっしゃるとおり、小児に対するワクチン接種は、重症化予防のために大変重要であるということで接種が開始されたものでございます。実際2歳までのお子さんに関しては接種非該当となっておりますので、5歳からになります。5歳から11歳、5歳以上となりますので、2歳までの小さいお子さんに関しては、現在、接種非該当となっております。

ただ、お子さんへの接種に関しましては、もちろんお父様、お母様、一緒に住んでいる方がお子さんの体調をよく把握した上で当日接種に臨む、そして接種中も不安がないか、熱がないか、子供さんがどういう状態なのかということもよく観察をしてから接種、それと接種後もお子さんは自分の体調の変化がうまく伝えられないということもございますので、お子さんの元気がないとか、食欲がないとか、いつもと違う様子を保護者がよく観察をして、もしも症状に変化があった場合には、かかりつけ医等に相談をするということが重要なことであると考えております。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○5番（井原正光君） 子供たちの接種というのは、成人者と比べると感染者が少ない、また症状も軽いんだよということで私どもいろいろなところで耳にしますが、果たしてそういった軽い無症状の場合、接種することによって副反応というのがある程度あると思うんだよね、何らかの副反応。そういうデータというのはまだ日本にはないんだということが言われていますが、それは本当ですか。

○議長（新井邦弘君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） 井原議員の御質問にお答えさせていただきます。

小児を対象とした新型コロナワクチン接種の副反応についてでございますが、現時点で、2022年4月の時点で、国内の小児を対象としたワクチン接種の副反応を取りまとめた報告はございません。お子様、保護者に御案内を差し上げている通知に書いてある副反応については、アメリカでの調査で得られた副反応を明記してございます。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○5番（井原正光君） もう1点だけお聞きしたいと思うのですが、子供たちへ感染、幼児の感染、かかった場合は当然面倒を見なくてはならないわけですが、周りの人たち、他者に感染リスクというのが相当あると思います。まだ子供ですから、おとなしくしているよ、寝ているよと言っても、無症状の場合などは大変難しい。そして、子供の日常的な環境まで奪うことになると思うのですが、そういう心身への影響も大変危惧される中で、実際にどんな方法というか、具体策というか、その事例などがあったら教えてください。

○議長（新井邦弘君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） 井原議員の御質問にお答えさせていただきます。

お子様がコロナ陽性となった場合のケアだと思いますが、入院治療か在宅での療養かは、医師の判断になります。入院した場合には、その入院先の病院の医師の指示に従っていただくというのはもちろんでございます。

自宅での療養生活といった場合ですが、井原議員がおっしゃるとおり、小さいお子さんは、寝ていなさいよ、静かにしていなさいよと言っても、元気あふれるお子さんたちが多いのでなかなかそれができないということは、お話を聞いたことがあります。ただ、新型コロナウイルス感染症は、ほかの方に感染する、家族も含めて感染する感染症であるという基本は同じです。ですので、自宅でのお子さんへのケアについて大事な点、幾つかございますので、その点お話しさせていただきます。

まず、先ほど申し上げましたように、お子さんの観察はうまく言葉で表現できないので、体全体、全身症状等をおうちの方がよく観察すること、可能であれば部屋を分けるとありますが、小さいお子さんを分けるということは非常に精神衛生上よくないこととなりますので、同じお部屋にいたとしても御家族間での距離は空ける、これが基本です。そして、お互いにマスクをする。2歳以下のお子さんに関しては、マスクは推奨されておられません。ケアに当たる御家族の方もマスクをしての対応、そして看病は限られた人にするというのが大事です。そして、御家族全員で小まめに手洗いをする。部屋の換気をする。手で触れた共有部分に関しては掃除、消毒を徹底する。タオルや洋服などの共有は避けること。そして、ゴミ袋は密封して捨てる。一般的なことではございますが、これが自宅で療養する

場合の感染予防の基本でございます。

なかなかお子さんに対して、これを保護者の方が全部できることではないとは思いますが、お子さんの気持ちを酌み取りながら、感染予防対策を御自宅でしていただきたいと思っております。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○5番（井原正光君） 小児に対する件というのは、子供はどこが痛い、ここが痛いと言えませんが、ぜひ広報等でもこの辺のことを周知させてあげてください。今月の広報等についても、子供についてのいろいろな注意事項は全然載っておりませんので、ぜひともお願いしたい。

それでは、子育て世帯への施策内容も通告してありますので、子育て課長、どういうものか、簡単でいいですから教えてください。

○議長（新井邦弘君） 花嶋子育て支援課長。

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） 新型コロナウイルス感染症対策としての今年度の子育て世帯への施策ですが、国の事業として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の支援のために、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を児童1人当たり5万円支給することが決定されました。これは、令和3年度においても実施した給付金で、令和4年度給付金におきましても時点修正を除き令和3年度給付金の概要と同様のものとするとしており、低所得のひとり親世帯分とその他低所得の子育て世帯分に分けて支給いたします。

ひとり親世帯の対象者への支給は、市町村の場合、県から支給されますので、町では当給付金のひとり親以外の低所得の子育て世帯分の特別給付金の支給に向けて、準備を進めているところです。今定例会には間に合いませんでしたが、速やかに給付金を支給していきたいことから、次の議会臨時会におきまして補正予算を上程する予定となっております。

給付金の支給対象者としましては、児童扶養手当の受給者等である低所得のひとり親世帯分の受給者以外の方で、令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税世帯である方には、申請不要で登録口座へプッシュ型で支給いたします。また、申請が必要な場合としましては、令和4年3月31日時点で18歳未満の児童を養育する方、または特別児童扶養手当の受給者は20歳未満の児童を養育する方で令和4年度分の住民税均等割が非課税となっていることを基本として、児童が中学生の年齢を超えるため児童手当等を受給していない方や令和5年2月28日までに新たに出生した児童を養育する方、さらに、支給対象外の所得であったが直近で収入が減少し支給対象相当の収入となった方などにつきましては、申請していただいた上で支給決定いたします。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○5番（井原正光君） 今後の施策内容については、次回の補正予算で上がってくるとい

うことでいろいろ御説明がありました。この件については、その議案が上がったときに、非課税の範囲等についてお聞きしたいと思います。今いろいろ説明があったのですが、非課税世帯ではなくて均等割の課税云々も関係してくると思うので、またそのときにお聞きしたいと思います。

次に、小学校統合について質問をいたします。

統合については、住民からの請願書が出され議会で審議をいたしました。採決には至りませんでした。その後も、文地区の住民を中心に根強く統合中止の運動が続けられています。一方、行政側では、統合準備委員会だよりを発行して、統合に向けて進捗状況を強くアピールをしております。このチラシの中に校歌が発表されておまして、音符というか、いろいろ踊っている絵がありますが、これを見て、私古い人間なんであれですけども、戦時中に軍隊の士気を鼓舞する行進曲が載っているような感じで、何でもかんでも統合するんだという、その高揚していることが、この歌で感じ取ることができました。

さて、文小学校の存続を求める会が1月に予定した町との意見交換会が、コロナ禍の影響で延期になりました。3月下旬に再度町に意見交換会の開催を求めたところ、町はその前に双方で打合せしたいということで、3月30日、6人が役場に出向いたところ、海老澤教育長が一方的に次のように話されたと言います。

令和5年度より、小学校統合は決定している。この3月の議会で、学校統合に関する令和4年度予算も可決されている。そういう中で統合に反対する意見交換会を持てば、統合を思っている父兄や子供の不安、さらに住民の対立をあおることになる。したがって、今後、皆さんの会との意見交換会を開催する考えはないということで、一方的に通告したと言っています。このことがあってから、この会の皆さん、一層意を強くして署名活動に力を入れていったのだろうと思われまます。

この3月10日というのは、町と予約してあったんですね。ですから、皆さんが出向いたわけで、なぜその予約したことを拒否したのか、私分らないんですね。こういった行政との約束というのは、一方的に破る行為というのは、行政ではあってはならないことです。住民のための行政であり、行政あつての住民だと思しますので、町長、この意図するところは何か、ぜひともお聞かせください。

○議長（新井邦弘君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 井原議員にお答えをいたします。

まず初めに、小学校統合は、町の分断、町民の分断、地域コミュニティーの崩壊を目指しているものではありません。子供第一を考えてのことであることを、まず申し上げます。

井原議員は3月10日と言いましたが、令和4年度3月末だったと思います。文小の存続を求める会の代表の方々と話合いを持ちました。この経過を簡単に申し上げます。

文小の存続を求める会の皆様から、昨年12月に、私教育長宛てに住民説明会開催の要望書が出され、年明けの1月22日に開催予定でありました。小学校統合の町の考えを御理解

いただく場として、また学校統合予算への要望などを聞く場として、私は期待しておりました。しかし残念ながら、コロナ感染拡大のため開催されませんでした。それが、3月になって、住民説明会はやらないとどうしてなったか。一言で言えば、時間の経過とともに、これまでの状況とは違って来たということです。そのとき私は、文小の存続を求める会の方々に、住民説明会を開催しない理由として、主に3点申し上げました。

まず、第1点目は、小学校統合を待っている子供、保護者の不安を助長しかねないということです。令和4年度は、統合前小学校の最後の1年になります。この1年、学校やPTAでは、閉校に当たり、様々な教育活動が用意、準備をされてきました。早速、年度初めには閉校記念の航空写真を撮ったり、3校の合同学習、3校の合同宿泊学習など、準備を進めています。特に年度のスタートに当たっては、学校長の学校経営方針を子供たち、保護者、地域住民に示す大事な時期でもございます。特に子供たちも、今年1年の目標、抱負を抱く時期でもございます。そのような時期に住民説明会を設けることは、住民同士の対立を招きかねないと考え、住民説明会は開催しない、私も参加しないと申し上げました。

実際に、文小の存続を求める会のチラシを見た複数の小学生保護者の方々から町教育委員会に、学校統合に関して、なぜ統合まであと1年の今、反対運動をやっているのですかとか、学校統合を粛々と進める旨再度周知をしてくださいなど、統合賛成の方々から意見が町教育委員会に寄せられました。

二つ目に申し上げたのは、民主的な手続を進めてきた町議会の議決を尊重するということです。議会は、住民の代表機関でございます。選挙で選ばれたそれぞれの町会議員が、それぞれの意思で議論し、賛否を決しています。民主主義の仕組みにのっとり、最上位の議決機関として、利根町の意味決定の場でもございます。

学校統合につきましては、昨年3月、利根町議会において利根町立学校設置条例の一部を改正する条例が可決されており、令和5年4月に町内小学校の3校を1校に統合し、現在の布川小学校の所在地に学校名を利根小学校とすると決定しております。また、今年3月の議会には、小学校統合に関する請願書が出され、町議員全員が真剣にそれぞれの自分の御意見を述べられました。同じ内容の請願書が、町教育委員会にも提出をされました。いずれの請願書も不採択となりました。さらに、3月の議会では、今年度予算が可決されました。11億円を超す大きな教育予算が上げられました。様々な統合事業、改修工事、年度当初から進めなくてはなりません。最高の議決機関である町議会で御承認いただいた予算の執行は、町教育委員会の責務と考えます。このことから、小学校統合に待ったとはなりません。

3点目、文小の存続を求める会の配布したチラシや請願書に書かれた内容が、一方的な主張であり、適切ではないと考えるため、住民説明会は開かないということです。

昨年の夏以来、文小の存続を求める会のチラシや質問書、請願書については、誠意を持

って全てお答えをさせていただきました。2月に出された請願書を例にしてみると、住民の多くが小学校統合を知ったのはつい最近である、学校統合は地域コミュニティーを壊すものだ、適正規模・適正配置からの検討だけでは不十分である、小規模特認校が人気を呼び茨城県内でも増えつつあるなどといった記述は適切ではありません。

住民説明会の要望には、10項目、約30の質問事項が寄せられました。文書ではありましたが、この全てに対応してまいりました。また、1月の同じ時期に町政懇談会の質問が寄せられ、同じ内容の御質問がございました。これについてもお答えをしております。30の質問に文書で答えた後、再度、求める会の方々から二つの質問がございました。これも文書で回答しております。このように幾度となく文書での回答を繰り返してきましたので、御理解いただけていないのは残念でございます。

学校統合に関しての住民説明会は今後開催しませんが、統合の疑問、質問に関してはいつでも個別に対応させていただきますと、文小の存続を求める会の方々にはその場で申し上げました。（「分かりました」と呼ぶ者あり）しかし、現在では、新年度になって教育委員会への問合せはございません。子供たちの育ちは待ったなし。小学校を存続させ、駄目だったらやり直したらいい、そんな考えは全くございません。現状や将来を考え、どうしたら子供たちの成長になるのかを考えて、学校統合を粛々と進めてまいります。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○5番（井原正光君） 先ほどちょっと間違った、3月30日です。これは訂正いたします。

今、議会でも決まったからという教育長の答弁で、個別には会うよというようなお話でございました。でも、私、6人でも個別だと思うんですね。そういう追い返すような、たった1回かも分かりませんが、その態度に対して私は大変不信に思っています。教育長は、教育者として子供たちにもこのような態度を取るのだろうか、それが大変不安になってきました。

子供たちが、分からない、理解できないと悩んでいる、そういう子供がいても、もうこれ以上あなたと話さないよと、教科に対する時間はもう使い果たしたんだと、このように突き放しているように思えてならないのです。1回でもこういうことがあると、そういう不信というのは募ります。ですから、私は最後まで、御苦労でも、子供たちに接するのと同じように住民にも接してほしかったなど、そのように思っています。

この件についてはいいですけども、この町に住み続ける我々は、この小学校統合、今、教育長は力強く統合するんだと言い切りましたけれども、小学校統合のよしあしというのは、今後、常に話題になります。町の将来像に大きく影響してまいります。大変重要な問題だと、私は思っております。

次に移りますけれども、5月16日にこの統合に関して陳情書が議会に出されました。この陳情書というのは、議会では議論されないで配付のみです。しかしながら、この内容というのが大変立派なので、ここで少し議論したいなということで通告したわけでございま

す。

利根町の未来を考えるクラブの五十嵐弘一さん、35ページにわたり、これまで行政側が行ってきた統合に関する経緯が事細かく書かれ、分析され、理論づけられています。その全文を読み上げて、本来であれば議事録に載せて、多くの町民の目に触れさせてあげたいのですが、時間がないので、相当な部分を割愛して何点か申し上げたいと思います。

まず、小中学校適正配置等調査検討委員会についてですが、統合が必要だとの視点で検討されていて議論の内容が不十分だと、このように指摘しております。地域コミュニティーへの影響、防災面の対応、バス通学による児童の負担、児童の負担というのは長時間揺られることを意味しているのだと思いますが、その上で、3校のいずれがいいのかコスト面での議論しかされていないと、そう指摘をしています。また、住民アンケートの調査について信憑性が非常に弱い、検討の指標とはなっていない、このようにもっております。確かに、町民1万5,000人もいる中で、学校関係者のみの僅か809名、そのうち回答者675名、しかもその中で賛成者が153名ですから、全町分の1%です。ですから、この1%をもって、統合が決まっちゃった。

文科省の手引書にも触れておりまして、手引書には、地域住民の十分な理解と協力を得て地域と共にある学校づくりの視点を踏まえて丁寧な議論を行うことが望ましい、小学校は防災、地域の交流の場など様々な機能を併せ持って、まちづくりの在り方と密接不可分であるというふうに述べております。さらに、教育委員会は、小学校の利用目的、学校ではなくて教育活動の場であることを第一主義として述べている、これも指摘しています。ですから、文科省のほうとは違うんだよということで指摘しております。

また、検討委員会での会長の発言も紹介しております。9回の検討委員会が開かれて、第2回の検討会で、早くもこの会長は統合するかしないかという方向性を今日の話合いの中で決めたいと思いますと、一つに統合が必要だという視点で1校に統合する方向で賛成ということでもよろしいでしょうかと、ここで全員賛成してしまった。また、一つに統合するからということでアンケートを持っていかないと、統合しないほうが良いというふうになってしまったら答申の話がなくなってしまう、このようにも述べています。

この検討委員会というのは、統合について検討してほしいということで町から諮問が出されて、実は統合を実現させてくれとは言っていない、検討してくれと言っている。にもかかわらず、この検討委員会は統合推進委員会になっちゃっています。それを受けて統合しようとしている、ここに問題があるわけです。それでさらにアンケートを取っても、もし反対が多かったならばこの話は進まないと思ったのでアンケートは取りたくなかった、このようにも記録されています。この方、一体何者なんですか、これは。

利根町小中学校適正配置等調査検討委員会、岡さん、川村さん、中澤さん、船川さん、大越さん、大竹さん、近藤さん、仲田さん、川村さん、花嶋さん、見ますと皆さんそれぞれ教育者、岡さんというのは、見ますと、守谷市の教育委員会教育長をやられた方で、あ

とは利根町の校長経験者です。これではみんな従ってしまうでしょう。この年配者の岡さんがこうしましょう、ああ、そうですねと。教育行政などはみんなそうですね。そういう組織の中では大体上に逆らわない、そういう組織が出来上がっている。大体、この検討委員会の委員そのものが間違っていますよ。また、議員、船川京子さん、元議長さんが出ていますけれども、この方も何も意見も言わないで第2回目に賛成しちゃったのですかね。非常に私は不思議だなと。

こういうことで、利根町の小中学校の統合が決まっちゃった。これで住民は納得しませんよ。幾ら教育長が頑張っても、これは空回りします。ますます意見が対立する感じがしてならないです。

ですから、町長、教育委員会、検討委員会、これ皆さんぐるですね。私から言えば、統合ありきで形式的に議論をして、結論を出して、見せかけで町民をだまして、実は口裏合わせをして統合しているということです。利根町の聖なる教育行政の中でこのような不正が行われていた。これは、町民に対して、まして保護者に対して、どういうふうに説明するのですか。住民との対話、これを拒否したぐらいでは済まされませんよ、はっきり言って。利根町の教育経験者というのは、みんなこんなものですかね。いやあ、これでは本当に驚きました。こういう方が教育界を牛耳っていたと思うと、本当に恐ろしくなりますね。この方たちの教え子もたくさんいると思うので、この方たち大変かわいそうですね。人間としての人格形成、果たしてできたのだろうか。善良な人間とは成り得ないのではないか、私は大変危惧しております。幾ら子供たちが一生懸命勉強して、将来はいい人間になろう、一人前の社会人になろうと思って学校へ行っている、これでは善良な人間には育たないと思いますね。学校で不正を教えているようなものです。

このほかにも統合について細かく指摘され、分析して議論づけられています。統合について、検討委員会で不正があったことがこれで証明されたわけですが、もちろんこの陳情書、町長、教育長、当然お読みになったでしょうから、どのように思ったか、御意見、考え方をお聞きしたい。町長、教育長、お二人のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 町内小学校の統合に関することにつきましては、議員の皆様も御承知のとおり、これまでに議会でも数多く取り上げていただき、その都度私の考えをお答えしてきたところでございます。平成30年に町内小中学校の適正規模・適正配置について検討を開始してから今日に至るまで、町教育委員会とともに、民主主義の原則にのっとり丁寧に進めてまいりました。

昨年の第1回町議会定例会において、利根町立小学校設置条例の一部を改正する条例が議員皆様の賛成多数により可決されたということで、令和5年4月に利根町立利根小学校として開校することが決定いたしました。一部の方が統合することに反対されていることも承知しておりますが、子供たちにとって安心して通える学校となるよう、保護者の皆様、

地域住民の皆様のお力を借りながら、今後も小学校の統合を進めてまいりたいと思いますので、御理解と御協力をお願いいたします。

そして、その思いはどう受け取ったのかと。書面も預かりました。文書も読みました。こういう思いの方々がいるんだと。また、賛成の方もいる。1足す1が2になる、3になる、4になる、シナジーといいますか、みんなで協力して、反対した人も新しい利根小学校でいろいろなことができるよう協力していただきたいと思っているところでございます。

○議長（新井邦弘君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 利根町の未来を考える町民クラブの陳情書、小学校統合を無期に凍結すること、住民アンケートのやり直し、住民説明会の実施、防災計画の見直し等々13の項目を設けて、その考えを主張されております。井原議員おっしゃいますように、大変なボリュームでの御指摘をいただき、御心配ありがたく存じます。随所に大学教授の論文などを引用され、利根町小学校の統合に反対される御意見として受け止め、教育長として、そのような考えを持つ地域住民の方々が大勢いらっしゃるということを改めて認識をいたしました。

これまで子供第一を考えてのことだと申し上げてまいりましたが、小学校の小規模化で生じる人間関係の固定化、学習活動の平板化、今を生きる大人の責任として学校教育を見直す必要がございます。私は、子供第一を考えて、2個の学年が一つになってしまう複式学級は避けたいと。そしてまた友人関係が崩れたときには、避難的に違う学級へクラス替えができる1学年2学級以上の学校を設置するという思いに変わりはございません。

小学校統合基本方針の策定に当たり、特に重視しましたのは二つございます。一つが国の公立小中学校適正規模・適正配置等に関する手引、もう一つが保護者アンケートの結果でございます。統合の手引では、学校統合は行政が一方的に進める性格のものではないということを示しています。

○5番（井原正光君） 陳情書に対する意見です。どういうふうに思うのか。

○教育長（海老澤 勤君） 統合アンケート1%であるとおっしゃっていますが、900近い保護者、あるいは未来の保護者さん、賛成であるという方が23%です。当然、町民全体の何%という意思表示ではない形でアンケートを取っています。保護者の方、未来の保護者の方、この人たちは地域の住民です。そういう変わった数字を取り上げられて主張されるというのは、やはり適切ではないのかなと考えています。

○議長（新井邦弘君） 井原議員。

○5番（井原正光君） 最後に、5月30日に町長宛てに、文小の存続を求める会の代表中野さんから、小学校統合に関する要望書が出されたという聞いております。この要望書1,665名の署名がなされたということで、行政でこれを受理したと思いますが、受理したままでどういうふう処理するのか。この町民の皆さんの思い、意思、その処理方法というか、お考えをぜひお聞かせください。

○議長（新井邦弘君） ただいまをもって制限時間となりました。

○5番（井原正光君） 答弁はいいんですよ。

○議長（新井邦弘君） 発言した質問のみ答弁を求めます。

青木課長。

○総務課長（青木正道君） お答えいたします。

5月30日に、文小の存続を求める会の代表の方をはじめといたしまして、7名の方が小学校統合に関する要望書を提出するため役場に来庁されました。内容といたしましては、佐々木町長宛ての様式で、請願事項といたしましては、令和5年度に予定されている布川小学校への統合を中止し、小学校の統合について再検討することをございまして、1枚の様式に8名の方が署名できる様式でございました。提出いただきました数は1,667筆、文小学校学区内居住者の方が1,628、文小学校学区外居住者の方が39でございました。同じ方の筆跡と思われる署名なども見受けられますので、正確な署名人数は把握できておりません。

町といたしましては、提出していただきました要望書の思いを重く受け止め、総務課で受理をさせていただき、教育委員会へも内容を伝えさせていただいたところでございます。この要望書を受けた後、町としてどうするのだということでございますが、こちらに関しましては、あくまでも要望書ということで受け取らせていただきましたので、代表の方たちにも、受け取らせていただきますということでお預かりをした次第でございます。

○議長（新井邦弘君） 井原正光議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を11時20分とします。

午前11時03分休憩

午前11時20分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

6番通告、6番石山肖子議員。

〔6番石山肖子君登壇〕

○6番（石山肖子君） 6番通告、6番石山肖子です。2点について質問いたします。

1点目は、部活動の地域移行について。

昨日、令和4年6月6日に報道されましたスポーツ庁において、運動部活動の地域移行に関する検討会議の座長が提言を取りまとめたものを、室伏スポーツ庁長官に手渡しされました。いよいよ部活動の地域移行が始まることとなります。

学校教育から見た運動部活動は、健康や身体機能の向上、さらには生徒の人格形成に寄与するという機能が期待されております。教育課程では数字に表される認知能力の向上、そして数値化、言語化できない非認知能力の獲得といったものが、スポーツ科学分野での研究で言及されております。この非認知能力についての知見として、今回は、ある論文を

私の質問の基盤といたしました。同志社大学学術リポジトリ、こちらにあります「学校教育における人格形成を担保する運動部活動の再構築：政策形成過程を視点に」著者は尾原弘恭氏、同志社政策科学研究という雑誌に投稿されました。

そこで、私がなぜこの非認知能力を折に触れては皆様にお伝えしております理由というものを今から説明いたします。

持論ではございますが、この非認知能力を具現している分かりやすい例として、日本人のメジャーリーグ、エンゼルスの大谷翔平選手を挙げさせていただきます。大谷選手は、高校1年生当時、オープンウィンドウ64、これは升目の中にマンダラチャートと言われる要素を書いていくものです。当時の監督の助言でこれを作ったそうです。真ん中の「夢」、これを大谷選手は「ドラフト1位8球団」というふうに位置づけ、その周りに必要な8要素、体力づくり、人間性、メンタル、コントロール、その他技術的なことを8要素として挙げました。さらに、人間性の部分では、感性、愛される人間、計画性、思いやり、感謝、礼儀、信頼される人間、継続力、このように表現しているものを私は半年ぐらい前から見せていただきまして、大谷選手が日本人にも米国民にも愛されてスポーツを楽しんでいる、そのような好循環を生み出している。このことは、非認知能力にこの大谷選手がたけていると言えるのではないかという私の持論でございます。

そこで、利根町の教育環境としての学校、地域が、今回、部活動推進を中心、目的にして町が後押しをしていかなければならないという状況です。その方向性を今回の質問で共有させていただきたい、論点の整理をさせていただきたい、そういう趣旨で行っております。運動部活動は、非認知能力、社会性、さらに生徒の立場から居場所づくり、友達づくり、ライフスキルの獲得等いろいろな価値があると認識しております。

そこで今回は、順番を追って1番から5番まで、まずは、国の運動部活動地域移行の動きについての認識、御見解をお伺いします。

以降の質問は自席にて行います。よろしく申し上げます。

○議長（新井邦弘君） 石山肖子議員の質問に対する答弁を求めます。

海老澤教育長。

〔教育長海老澤 勤君登壇〕

○教育長（海老澤 勤君） 石山議員の御質問にお答えします。

今回の部活動地域移行、実にタイムリーな質問であると感じております。少子化による生徒数、教員数の減少、また、顧問教員の負担増を背景に中学校部活動の見直しが進められています。

部活動改革につきましては、平成30年3月にスポーツ庁から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」において、適切な休養日の設定や活動時間の上限を設定することなどが示されてきております。翌年1月には文部科学省から「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」において、1か月当たりの超過勤務の上限を45時間以

内とする旨が公表されております。さらに、令和2年9月にはスポーツ庁から「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」において、休日の部活動の段階的な地域移行など改革の方向性が示されてきております。

現在、スポーツ庁において運動部活動の地域移行に関する検討会議が開催されており、報道等にもありましたとおり、令和4年4月26日に行われた第6回目の会議では、学校が中心となって生徒のスポーツの機会を担うのではなく、地域のスポーツ環境を速やかに整備すること、この改革を令和5年から令和7年度の期間で実現させることなどが提言案として発表されております。

議員がおっしゃっていましたが、昨日6月6日、室伏スポーツ庁長官に提言書が提出されました。この提言のポイントは、4点ございます。1点目に、地域移行は2025年度末、令和7年度末を目指し、令和5年度、令和6年度、令和7年度の3か年を改革集中期間とすること。二つ目に、多様な世代が参加する地域スポーツ環境への契機として、自治体にはその推進計画を策定すること。三つ目は、地域移行の受け皿はスポーツ少年団やクラブチーム、民間事業者などを想定すること。四つ目に、国と自治体は学校施設の低額利用や困窮世帯の補助に取り組むこと。以上の4点を提言として発表されました。

一方、高校における部活動は、義務教育ではないため、各校の実情に応じて検討することとされました。また、中学校の吹奏楽部、美術部などの文化系部活動の地域移行につきましては、文化庁が7月末をめどに提言をまとめるとされています。こうしたことが国の動きとして挙げられます。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） 国のほうの主にスポーツ庁、それから行く行くは文化庁の動きを御説明いただきました。

そこで、この地域移行という言葉ですけれども、報道でもよく言われているのですが、まずは土日を地域に移行すると、大卒でそういう流れですけれども、国のほうも徐々に令和5年から令和7年の間にまずはどこからか始めて、そしてだんだん経験を積みながら最終的に地域のほうの部活動の在り方、そこにたどり着くということだと思えます。

もう一つお伺いしたいのは、まずどこから始めるのかといった部分、土日から始めるのでしょうか。そういうことを国は言っていると思えますけれども、御説明願います。

○議長（新井邦弘君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 教員の働き方改革として、土日の休日部活動の地域移行、そこから始めていきたいと考えています。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） そういう動きということで理解いたしました。

続いて、国のこの動きを受けて、（2）の茨城県が地域移行の動きをどのように捉えて、どのような検討をしているのか。続いては、町のほうと関係がございますので、県がどの

ように考え、例えば検討会議なり茨城県のもののできたのか。そして、その結果等が手に入るのか。現時点での状況も含めまして、県の動きについて御説明願います。

○議長（新井邦弘君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） 国の方針を受けまして、茨城県では令和元年7月に茨城県部活動の運営方針を定め、休養日や活動時間、大会への参加回数などにおいて、生徒の負担を考慮した活動運営に関する方針が示されました。また、教員の働き方改革についても、令和3年4月に茨城県県立学校の働き方改革のためのガイドラインが定められ、勤務時間の縮減や部活動数の精選、部活動指導員の活用や複数顧問の配置による指導方法の改革が求められています。同ガイドラインは、県立学校職員を対象とするものではありませんが、市町村立学校にも同様の対応が求められております。

さらに、部活動改革に関する有識者会議では、令和4年5月16日の第5回会合において提言書がまとめられ、中学校の土日の部活動については、令和7年度までに地域移行の実現を目指すという方針が出されております。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） 県の動きに関しては理解いたしました。茨城県の有識者会議等は随分前から活動されておられまして、提言書も出されております。ですので、どちらが先ということはないですけれども、国と県が並行していろいろな検討を重ねてきたというふうに理解しました。

茨城県からのいろいろな資料、今回、県のホームページからいろいろ見せていただきました。認識としては、（1）の国、それから（2）の県の動きとしては、今までこの部活動について学習指導要領の改訂等でいろいろ紆余曲折があったと、部活動が地域に移行するというような試みは何回もあったというふうに、私は歴史上認識をしております。今回は令和7年度までに完全移行するという期間が定められまして、この3年間で、先生方、それから教育委員会、指導課長さん、ほかのいろいろな方のお力をいただいて、町全体でやっていかなくてはいけない。つまり学校と地域が融合してやっていく、そのことでないと、この3年間で実現はできないと私は思っております。これに関しては、後ほど5番のあたりでもお聞かせいただくようにお願いします。

そこで、（3）利根町の部活の現状と課題、こちらのほうが私ども住民から見ますと、例えばうちの子などは大きくなってしまったので学校との関係は薄くて、10年ぐらいたっているから現状の大変さというのが分からないので、学校の状況、部活の現状と課題等についてお伺いいたします。お願いします。

○議長（新井邦弘君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） 現在、利根中学校には軟式野球部、サッカー部、卓球部、バドミントン部、バレーボール部、バスケットボール部、剣道部、ソフトテニス部の8種目の運動部が設置され、部員数や競技の特性を踏まえて、男女合同もしくは男女別に活動が

行われております。部活動運営は、県や学校が策定した部活動運営方針に沿った運営がなされており、学校教育の一環として生徒の心と体を育む活動が行われております。

課題としましては、部活動ごとに専門性を持った教員が配置されていないこと、それから教員数の関係で複数顧問制が実現できていない部活動があること、また生徒数減少に伴う部活動ごとの部員の減少、そして土日の部活動指導による教員の超過勤務時間の問題などが挙げられます。

特に、部活動主顧問の勤務時間の問題は深刻であり、超過勤務を月間45時間以内に収めることのできる教員は、4月の報告では1名もいませんでした。町教育委員会としましては、この問題に対応するため早急な改善策の実行が必要であると考えております。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） 利根中学校の部活動8種目ありまして、そちらのほうで専門性を持った顧問の先生がつくことが全部はできていないということですが、細かいことですが、分かればいいですけども、もちろん2名顧問がつくことができていないというのが現状。それから、1名であっても専門性を持った方がついている割合といいますか、この8種目の中でどのくらい専門性を持った方が、例えば自分が中学校の頃、高校の頃野球をやっていた先生が野球部の顧問をしたいという夢を持って先生になられた人もいますが、そういう方はどのくらいの割合いらっしゃるのか、分かれば教えてください。

○議長（新井邦弘君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） 今、議員の御質問にあった内容につきましては、この部活動地域移行に関して我々のほうで理解しなければならない内容でありますので、現在調査中ということになっております。ですので、正式なことが分かるのはもうしばらくというところになっております。今、お答えできることは以上となります。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） 調査中ということで理解しました。

そこで、（4）に移ります。利根町に期待される運動部活動像と見通しですけども、令和5年度から始まるということで今、準備中なのかなと思いますけれども、利根町に期待される部活というものをぜひつくっていく、そのところも大事なのかなと。5番で申し上げますけれども、地域と融合する、学社融合という意味合いがありますから、教育上の部活動、それから地域から見た部活動、そういうものも要素として取り入れた運動部活動像というのができたらなと私は期待しているわけです。

この地域移行が徐々に行われるときに、十分な地域の方の意見ですとか、何でもない会話ができるようなことで部活動に協力できるということが必要かなと思っておりますが、今の時点でどのような部活のビジョンといいますか、そういうものを持たれているのか、これをお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） それでは、今年度の取組についてお答えさせていただきます。

今年度、利根町は茨城県の地域運動部活動推進事業のモデルケースとしての指定を受けており、茨城県教育委員会保健体育課と利根町教育委員会各課が利根中学校と協力しながら、運動部活動の地域移行に向けた準備を進めております。5月26日に、利根町スポーツ協会や利根町スポーツ少年団、ウェルネススポーツ大学などの代表者をメンバーとする第1回利根町地域部活動移行検討会議を開催し、今後の利根町の運動部活動の在り方について確認をしたところであります。今年の秋には、ウェルネススポーツ大学から紹介をいただいた学生を中心に、中学生を指導するスポーツ教室のような形態でのスタートを考えております。同時に、地域から専門性の高い指導者の募集も進めてまいります。

中学校の教員については、希望者に対し、教員としてではなく、地域のスポーツ指導者として土日の指導も可能にする方向で調整を図ってまいります。

さらに、生徒にとって安全・安心な活動となるように、指導者養成講習会を開催し、指導者が自信を持って指導に当たれるよう研修体制を確立した上で、10月頃を目標に地域部活動を開始していきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） 10月頃から地域移行の始まりといたしますか、活動自体が始まるということで早いなと思ひまして、大変驚いています。そこで、利根町に期待される部活動、それはちょっと置いておいて、私がイメージしている中で、今、開いておられる検討会議、こちらのほうがスポーツにまつわる関係者の方々とお話をされていると思いますが、モデルケースでこれをやってみようということで理解しました。

そこで、スポーツ庁と県の有識者会議の資料ですとか、議事録ですとか、あと参加者などを見ますと、ラッキーだと思ひますけれども、利根町に近いつくば市の中学校の事例がどちらにも言及されて載っております。荃崎中学校で校長先生をされていた方が、5年ぐらい前からこの地域移行というのをやっておられたと。これは、テレビのニュースでも谷田部東中の校長先生として出られました。つくば市の谷田部東中で行っている中で、いろいろやってみられて、課題ですとか、それから地域移行に必要な諸条件、これは実践したからこそ出てきたいろいろな課題抽出、こうやってみようということがあると思ひます。

先ほど来申し上げていますように、地域と学校が融合すると、私は部活動を通じてそういうふうに認識していますから、この谷田部東中での動きというのが大変気になりまして、ユーチューブの動画でいろいろこの先生は発信されているので、見てみました。

いろいろな課題等を今回議論の中に入れるのはまだまだかなと思ひますが、そういうところから見た場合に、このスポーツ協会、それからウェルネススポーツ大学、スポーツ少年団の方たちとお話はされていると。あとは、地域というのはこの人たちも含んでですが、地域の方たちも含めて共存していく。もちろん人材バンク等をつくって行って参加されるのでしようけれども、この谷田部東中の事例でいくと、保護者へまず説明をして理解して

いただき、それから責任問題とかもありますから、地域との対話を非常に重視した、それで5年目にやっこここまで来たという感じだと思います。

有名な中学校の事例なので御存じかなというところと、地域との学社融合という意味でどのような検討会議のメンバー等を模索されていくのか、このモデルケースはこれで進んでいくということで決定なのでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） 指導課のほうでは、先進的な事例を持っている水戸市やつくば市、そういったところからお話を聞かせていただいて、ゼロからのスタートということではなく、既に先進的に進めている事例を基にして、スピード感を持って地域移行を進めていきたいと考えております。既に何度かそういった市町村と情報交換の場を設けさせていただいて、情報を集めているところです。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） 水戸のほうと、つくばのこの学校は有名らしいですけども、どうぞよく交流していただきまして、訪問するとか、難しいようだったらオンラインで情報交換とかされていきながら、このモデルケースの成功をぜひ願ってお祈りしております。

そこで、今後の見通しというのは、この1年目の準備期間の動きは分かりました。次の3年間で、どのようにやっていくか。これはまた検討が必要、あと住民の理解も必要だということなので今後質問させていただきますが、一つ、先ほどの谷田部東中の事例で、その立ち上げのときに、今は町のほうでいろいろリードしていただいています。谷田部東中ではこの校長先生が民間の団体を立ち上げて地域での動きをつくり上げてきている、受皿としての地域のスポーツクラブ、こちらでやっているそうです。あと財源の問題も、これは頭痛い問題だと思います。

そこで、この八重樫先生が中学校単位でのコーディネーターという役、これについてちょこっと言及されているのですが、私も、常々、コミュニティ・スクールですとか、地域の動きをつくる時にコーディネートする存在がすごく必要だと思っていたので、この先生のおっしゃることがよく分かりました。このコーディネーターの不在というのがありますと、痛手になるというか、進みが遅くなるし、八重樫先生は3月で教職は退職されたので、次の人が心配だろうなということなんです。

このコーディネーターの不在という問題、こちらも含めまして、（5）で地域に開かれた学校と書きましたが、学校統合後に総合教育センターができて、そこで不登校からいじめ問題、こういうものもやっていくためのセンターができるわけですけども、その中にコミュニティ・スクールというものの準備のサポートセンターができるということなので、先ほど来言っている学社融合、学校と地域が融合するという意味で、私はすごく共通点を感じるわけです。図らずも、同時進行しているわけです。

ですので、その理解を深めるために、（5）で地域に開かれた学校の施策と、ちょっ

と曖昧な言い方で書きましたけれども、これについてどのようにお考えでしょうか。学校が統合されて、廃校の跡地利活用で文間小がセンターになる、そこでコミュニティ・スクールを準備していく。その部分をどのようにお考えなのか、御答弁をお願いいたします。

○議長（新井邦弘君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） コミュニティ・スクールの前に、これは県の資料ですが、部活動改革に関する有識者会議の資料の中に、部活動地域移行に関する地域移行のパターンとして、六つほど例が挙がっております。一つが、総合型スポーツクラブ、利根町でも利根わいわいクラブがございます。地域のスポーツ活動を地域の方々が立ち上げて、事務局もそこに置いて、そこから中学校の部活動の土日の顧問を派遣をしていただく。それから、拠点校型、これは大きな市町村で中学校が幾つかあって、例えば野球部ならA中学校へ土日に集まって野球の部活動をやる。サッカーならB中学校へ行ってやる。そういうのも地域移行のパターンとしてある。それから、スポーツクラブ型、これは大きな民間のスポーツクラブそのものから有料の形で派遣をいただいて競技ごとの顧問になっていただく、指導者になっていただく。それから、企業・大学連携型、これは大きな企業から人材を派遣していただく。利根町には幸い日本ウェルネススポーツ大学がございますので、利根中学校の多くの部活動がウェルネススポーツ大学の部活等と重なるところがございますので、そこから人材を派遣していただく。

ただ、我々が目指すのは、今、指導課に事務局を置いているわけですので、この県の資料から言えば行政主導型、これを固定としては考えておりません。行く行くはウェルネススポーツ大学あるいは総合型スポーツクラブに事務局を置く、あるいは議員がおっしゃるように、学校の外部に新たな団体を設立してそこに事務局を置く、これも可能だと思っています。歩みながら、走りながら利根町モデルを考えていきたいと考えています。

現在進めている部活動の地域移行、土日の活動を地域の指導者に委ねる形で計画を進めている段階でございます。これがコミュニティ・スクールとどうつながっていくのか。私のイメージあるいは考えとしてですけれども、利根町の生徒が学校関係者だけでなく広く地域の方々とともに活動することは、運動技能の向上のみならず、かけがえのない経験になるとプラスに考えております。

地域の未来は、今を生きている小学生、中学生たちがつくっていきます。様々な課題に対して、学校だけ、家庭だけ、地域だけで対策や対応を考えていても解決できないこともたくさん出てまいります。例えば、今回の少子化に伴う小学校の統合問題、この中学校の部活動地域移行、あるいは利根地固め唄に見られる伝統文化の伝承、外国人居住者の学校教育問題、あるいは災害の避難、通学路の安全等々、これからの教育課題は多岐にわたっております。これらの課題は、学校と家庭、地域と行政が一体となって、町総がかりで取り組まなければならないと思っております。これまでの開かれた学校づくりから、さらに一歩進んだ、地域とともに子供たちを育む、地域とともにある学校づくりを町教育委員会

として考えていきたいと思えます。

そのために、学校や地域が共に元気になるために共通の目標、ビジョンを持って取り組む、その有効な仕組みの一つとして、コミュニティ・スクール制度がございます。公立学校でその運営や支援に必要な協議の場として、学校運営協議会の設置を努力義務として全国的にもその設置が伸びてきております。その推進委員は、教員、PTAの役員、退職教員、自治会の役員、有識者、社会教育関係者等々から構成されると考えています。

現在、各学校である学校評議員制度は、学校長の求めに応じて学校運営に関して意見を述べるができるというのに対して、このコミュニティ・スクールにおける学校運営協議会では、住民、保護者のより踏み込んだ学校運営への参画が制度的に保障され、地域の実情に応じた特色ある学校づくりが期待できます。例えば、部活動をもっと盛んにしたいから体育の指導者として教諭を学校長に人事異動を望むとか、あるいは学校運営に関してもっと教育予算をつけると、そういったところまで踏み込んだ形での学校運営協議会が、全国各地で進んでいるというところでは。

従来の個人、グループでの学校支援はもちろんのこと、地域住民を巻き込んでの教育活動の総合化、ネットワーク化へ発展させていきたいと考えています。幸い利根町には、有能な人材、また学校支援を何らかの形でお手伝いしたいという方がたくさんいらっしゃいます。その実現には、時間と準備が必要です。このコミュニティ・スクールの先進事例を学ぶために、今年4月、早速、指導課の職員と阿見町教育委員会を訪ねて、組織の立ち上げ、人材の配置、持ち方、関係規則の整備等々、そのコミュニティ・スクールのお話を伺い、大変参考になりました。

現在、利根町で進められている小学校統合、中学校の部活動地域移行、その先に小中学校のコミュニティ・スクールへの位置づけを考えていきたいと思えます。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） 地域に開かれた学校という曖昧な言葉で質問させていただきましたが、今の教育長の御答弁で、コミュニティ・スクールというのが私の考えていた今回の部活動の地域移行がその一つであって、その上の高次元の町の教育環境が進んでいく方向としてコミュニティ・スクールについて今準備されていると、そういうふうに理解いたしました。コミュニティ・スクールの準備室等は総合教育会議でも議論していただいたようで、そちらのほうでまた十分議論をお願いしたいと思えます。

そこで、最後に申し上げたいことがございます。学校と地域との役割について徐々に移行していくという移行期間でありますけれども、どちらが責任を持つかといういろいろな問題もあるし、そこで対立とかそういうことがないように、議論するための討論というか、けんかというか、そういうのはあってしかるべきだと思いますが、学校側と地域部活動は共存していくわけなので、それについて子供の側から見たときに、学校部活動というのが途中残っているかもしれない、そして地域部活動というのが徐々に広がるでしょうけれ

ども、そのときに子供が自分の意思で選べるように、そういった選択できるシステム的なものをどうぞ構築していただきたいなという要望といたしますか、子供が主体なので、子供が主体的に部活動の自分のメニューとかも考えてくような、そういう状況になればなど、私の夢ですけれども思っております。

続きまして、2番、利根町の防災体制整備について。

前回の定例会の一般質問で、地域防災計画の改訂を待ち望んで質問させていただき、そこで主要な論点としては、町の役場、庁舎が被災した場合に代替機能をどこに置くとか、そういうことまで考えないといけないような、自然災害の状況を見ていまして危機管理というのが非常に大事になってくる中で、私たち住民がどこで自分たちの力で町と協力して避難所運営ですとか、そういうことをするのか。もし庁舎が被災してしまった場合、そういうのはどこに計画の中に想定として現れてくるのか、そういうところも含めて、前回の質問では、受援体制の強化、それからICT部門の事業継続、それから原子力災害時の広域避難の受入れ等をお聞きしました。

町がどういうふうに体制構築のための準備をしていただくのか、そこをお聞きしましたところ、その直後に「業務継続計画～いざというときの災害に備えて～」と「避難所運営マニュアル」、同じ副題で「いざというときの災害に備えて」ということで公開されたのを知りまして、内容を見せていただきました。この二つについての質問ということです。それを通じて、町がどのような体制を想定し、そこに町民がどう動けばいいのか、それを少しでも想像できるということを私は望んでいます。

この避難所運営マニュアルと業務継続計画、こちらは庁舎が被災したときにどうするというのが書いてあると思うのですが、この二つについて、町民の側から、それから事業者というのも含めてどういうふうな記述をされたのか。行く行くは、この次に受援計画というものができてくると思いますけれども、そこへ向けてのつながり、防災に関しての計画の体系、そういうものが見えればなどと思って質問させていただきます。

この二つの計画とマニュアルについて、概要と、例えば避難所運営に関して町民が動く部分についての記述の説明をお願いいたします。

○議長（新井邦弘君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） 初めに、利根町業務継続計画の概要についてでございますが、町が被災し、人、物、情報等が利用できる資源に制約がある状況下においては、優先的に実施すべき業務を特定し、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保などをあらかじめ定めておく必要があります。その中で、計画の中核となる特に重要な要素が六つございます。一つ目として、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制。二つ目、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定。三つ目、電気、水、食料などの確保。四つ目、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保。五つ目としまして、重要な行政データのバックアップ。六つ目としまして、非常時優先業務の整理。この6要

素を定め、地震や水害などによる大規模災害発生時に、行政が適切な業務執行を行うことを目的とした計画となっております。

次に、避難所運営マニュアルについての概要でございますが、マニュアルの基本方針の中で、避難所を開設する場合は運営責任者である町職員を配置し、災害発生直後においては町職員が施設管理者や避難者の協力を得て応急的に避難所の運営を行います。避難が長期化すると見込まれる場合は、各区や自治会、自主防災組織、町防災士連絡会、消防団、ボランティアなどと連携、協力し、避難者による避難所運営を行うことを目的としたものとなっております。そのほかに町職員による避難所の開設や避難者による避難所の運営方法について記載してあり、最後に避難所の閉鎖までの構成となっております。円滑な避難所運営ができるよう、あらかじめ定めたマニュアルとなっております。

自らの身の安全は自らが守るとの観点からの町民、町内事業者の役割に関する記述内容についてでございますが、利根町業務継続計画では、先ほど御説明しましたとおり、行政が適切な業務執行を行うことを目的とした計画となっております。特に記述はございません。

関連するものとして、避難所運営マニュアルの19ページから始まる第2章避難所の運営で、避難所運営委員会の立ち上げや役割分担など、避難者主体による避難所運営の詳細について記載してあり、町としていたしましては、災害対応が長期化した場合、自助、共助が主体となって避難所運営を行っていただきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） 二つの文書について、御説明ありがとうございました。業務継続計画については私も予測していたとおりの内容でございます。いろいろな最悪の事態も想定しての記述ということで、これもいろいろなほかの災害の事例とかの経験も含めて、これが進化していくのだらうなということです。あとは、業務の中で必要なもの、システムのバックアップですとかそういうものも出てくるから、それについての技術的な部分も町としても吸収しながら変化していくのだらうなということです。業務継続計画については理解いたしました。

続いて、避難所運営マニュアルについて、1個だけ質問させていただいて終わります。

避難所の運営について、19ページから、避難所運営会議の開催ということで運営委員会が立ち上がると。これについての記述を見ますと、役割分担は後ろのほうに出てきますが、メンバーは避難所運営委員会の役員、19ページから避難所運営委員会の設置ということで、避難者の中から選出する会長、副会長、それから班長ですとか自治会等の代表、組長というような方々で構成していき、男性、女性双方、様々な年齢や立場の方で構成していく。それから、危険物管理、保健衛生、施設管理、このようなことで専門家がいたら協力を得るようになる。最悪のことがあってはならないとはいえ、こういう想定をしていただきまして、私どももこの心構えをしながら、日々、準備とかできることをおうちでやりたいな

と思っております。

そこで、この避難所運営について、最初は役場の職員さんの方で運営をされますけれども、災害の規模にもよりますが、2ページにあります、時系列での避難所の想定状況からいくと、初動期、展開期、安定期、撤収期、閉鎖期とございますが、まず最初の入り口で、私たち被災をしたと想定して避難所運営に参加する場合に、展開期が2日目、1週間程度ございますけれども、災害の種類にもよりますが、例えば二、三日で移行する。そのときの状況によるでしょうけれども、そのような想定なのでしょうか。期間のほう、時間の長さを少し頭に入りたいので、こちらのほうはどのくらい想定されているのでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） 想定の日数についてははっきりとしたことは言えませんが、ある程度応急的な対応は、町職員で初動的な避難所の開設等を行いまして、ある程度応急的な対応が落ち着いてきたら、避難者の方たちに避難所運営委員会を立ち上げていただいて、その後は避難所の運営委員会の中で運営をしていただければと考えております。

○議長（新井邦弘君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） ちょっと気になったのですが、例えば小学校の体育館、中学校の体育館と避難所が3日たちました。そして避難の方々でやっていくという余裕も出てきて、みんなの意見を聞きながら顔を知った仲間とやっていくというときに、鍵当番とかそういう感じになるのでしょうか。場所の確保として、鍵はその運営委員会に渡すというような形になるのでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） 運営自体は避難所運営委員会にお任せしますが、町職員及び施設管理者はその運営のサポートに回りますので、全部離れてしまうわけではありません。サポートはいたします。

○議長（新井邦弘君） 石山肖子議員の質問が終わりました。

暫時休憩をいたします。再開を14時ちょうどとします。

午後零時18分休憩

午後2時00分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

7番通告、7番花嶋美清雄議員。

〔7番花嶋美清雄君登壇〕

○7番（花嶋美清雄君） 7番通告、7番花嶋美清雄です。いつも傍聴に来ていただき、誠にありがとうございます。また、ユーチューブの御試聴もありがとうございます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

質問事項 1，小中学校について，（1）コロナ禍感染症対策での児童生徒の授業や休み時間の様子をお伺いたします。

残りは，自席で行います。

○議長（新井邦弘君） 花嶋美清雄議員の質問に対する答弁を求めます。

丹指導課長。

〔指導課長丹 晴幸君登壇〕

○指導課長（丹 晴幸君） それでは，花嶋議員の御質問にお答えいたします。

まず，頻回な手洗いやマスクの着用，手指消毒といった基本的な感染症対策につきましては，生活習慣として定着してきており，教師が声をかけなくても自ら率先して感染症対策ができる児童生徒が大半を占めています。

学校も，学級の児童生徒数に応じてソーシャルディスタンスの確保できる特別教室に学級を移したり，クラスの廊下側扉を外したりすることにより，常時換気が徹底できるような環境整備に努めており，コロナ禍における新しい学校生活の習慣が定着してきています。また，授業内容としては，グループでの対話的な学びを15分以内に制限したり，話し合う相手との距離が1メートル以上になるようなグループの作り方などを通して，飛沫の届かない距離の確保に努めております。

次に，休み時間の様子については，気が緩む児童生徒の様子も見られるため，過度な身体的接触は避けるように声かけをしたり，手洗い場の使用に関しては，前の人との距離を取ることや飛沫を飛ばさないような使用の仕方について指導をしているところです。

学校行事につきましても，入学式等の儀式的行事においては来賓の参加を控えていただいたり，合唱を取りやめたりすることで，短時間での実施としております。さらに，修学旅行等の宿泊を伴う行事においては，旅行会社との綿密な打合せによる各活動場所ごとの感染症対策を計画，実施することとしております。

さらに，5月に入り気温が高くなっていることや，文部科学省からの事務連絡「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」を受けて，外での活動や体育の授業，運動部活動や登下校時などには，熱中症予防のためにマスクを外させる指導についても併せて実施している状況です。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） ソーシャルディスタンスは守られ，習慣化されているということで，とても分かりました。

今，指導課長が言われた旅行とか，この間，筑波への遠足が雨で中止になって，大洗水族館に布川小の3年生と4年生が行ったのですが，その様子など，コロナ対策も含めて分かればお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） 昨日行われた遠足についての内容報告はまだ受けてはいない

のですが、校長会を通じて、こういった校外に出る行事については、必ずその旅行会社と綿密な打合せをして、感染症対策をきちんと取った上でという依頼のほうは進めさせていただいているところです。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 分かりました。

学校での楽しい時間といたら給食ですが、給食の時間は、今も前を向いて食事をしているのかお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） 議員のおっしゃられるとおり、現在も給食については、前を向いて飛沫を飛ばさないような工夫をしているところであります。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 分かりました。

続いて、今年度プールの授業が再開されます。1年、2年ぶりですか、この再開に伴って不安視されている保護者もいると聞いていますが、授業をどのように進めていくのかお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） まず、水泳学習に参加するには、本人や同居する家族が健康であることが条件となります。そのため、健康観察アプリ「LEBER」の水泳学習用の健康観察機能を使って、児童生徒の健康状態を家庭から報告していただき、体調面で不安のある場合には水泳学習への参加を控えていただくことになっております。

また、水泳学習において最も感染が懸念される場面として、更衣室の利用が挙げられます。これに対しましては、既存の更衣室だけでなく、教室や特別教室を利用して児童生徒の着替える場所を分散させることにより、密集や密接を回避する対策が取られる予定です。さらに、水泳学習中にタオルやゴーグル等の貸し借りをしないことや、プールサイド等でも可能な限り身体的な距離を空けて指導するなどの感染症対策を図ってまいります。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 健康面に注意して行っていただくようお願いいたします。

続きまして、（2）茨城県のみん延防止重点措置の臨時休校、統合後もですが、その場合、児童生徒のオンライン授業の進め方についてどのように準備しているのかお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） 昨年度からスタートしたオンライン授業の質を高めるために、今年度は主に二つの施策に取り組みます。

一つ目は、今年度整備されたデジタル教科書を用いたオンライン授業の取組です。現在、各学校では、デジタル教科書の活用方法に関する研修が進められており、これにより多く

の資料を提示することが可能になり、また、動画を使用したより分かりやすい授業が展開できるものと考えます。

二つ目は、授業目的公衆送信補償金制度、いわゆるSARTRAS（サートラス）を利用することによる著作権法を遵守した教材の提供です。これまでオンライン授業においては、情報が広く公開される可能性があることから、著作権法上使用できない教材が多くあり、授業の質の向上が図りにくいという課題がありました。今年度からは、SARTRASを利用するための補償金として、町内の児童1人当たり120円、生徒1人当たり180円の予算を計上しました。この制度を利用することで、オンライン授業の中で写真や動画、音楽教材などの使用範囲を大幅に増やすことが可能となり、授業の質の向上が図れるものと考えております。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） このタブレットですが、令和4年度4月入学して1年生は1か月、2か月とたちましたけれども、タブレットの活用した授業というのは何時間ほど今の段階で行っているのか。今年度は、どのぐらいの時間、タブレットを使っただけの授業があるのかお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） 現在のところ、タブレットを利用する時間についての規定というものは特にございません。各授業者が授業により必要だと考える場面での利用ということになっています。ですので、教員によって使用頻度については差があるものと考えていますが、学校訪問をして授業を見ている中では、タブレットの利用率はかなり高まっているのではないかと感じているところであります。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） なかなか授業では使えていないというような報告も受けているので、できるだけタブレットに慣れていただいて、勉強の進め方も難しいかもしれないですが、タブレットも持ち帰らせて、練習問題や宿題などに活用という方向には今後行かないですか。

○議長（新井邦弘君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） 家庭への持ち帰りに関しては、より推進していく予定にはなっております。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） できれば毎日持ち帰っていただいて、慣れてもらうというのがまず先だと思うので、できる範囲で、夏休み期間中は預けていただくとか、毎日は無理だとしてもそのくらいから始めて、まずは慣れてもらう、電源のスイッチから落とすところまでやっていただければいいと思います。

続きまして、（3）児童生徒の体育座りについて、体に悪いとニュースになっています

が、成長期の児童生徒について、学校はどのように考えているのかお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） 体育座りについては、体型などの理由により膝を抱えた姿勢の保持が難しい児童生徒がいるため、強制的に行わせるような指導はありませんが、手遊びがしにくいことやコンパクトに集合できるなどの理由から、慣例的に体育座りを推奨している実態がございます。また、町内の小中学校に確認したところ、芸術鑑賞会などの長時間にわたる活動の場合には、座布団を用意させて自由に座らせるなどの配慮を行っておりますが、生活習慣上、床や地面に座るときには自然と体育座りの姿勢になる児童生徒が多いとの回答でした。

また、体育座りが体に与える影響については、職員間での話題になることはあるものの、本格的な議論には至っておりません。このことから、本件に関しましては、各学校への周知を図り、児童生徒の健康と安全を第一に考えた指導方法の検討をしてまいります。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） なるべく長時間は、椅子、座布団を用いながら、生徒の体をいたわっていただきたいと思います。先ほどテレビを見ていたら、ランドセルが重くてカートのように引っ張っていくような様子が出ていました。せっかくなので、成長期の体にすごく悪いので、あぐらがいいというふうにコメンテーターの人は言っていたので、あぐらとかも許可いただいて自由に座らせていただければいいかなと思います。

続きまして、（4）布川小のグラウンドの水はけが非常に悪くて、今回もたまっていますけれども、授業に支障が出ている状況ですが、町の対応をお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） 5月16日月曜日の午前中に布川小学校の情報を花嶋議員からお聞きしましたので、早速午後3時半頃現場を確認したところ、議員がおっしゃるとおり、グラウンド内には水たまりがありました。次の日も一日小雨が降っていましたので、5月18日水曜日の午後2時半頃、布川小学校の校長先生に立ち会っていただき現場を確認したところ、乾いている状態でした。

校長先生とお話をし、運動会前までに、グラウンド整備用として川砂等を2トン車2台用意することになりました。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 川砂でグラウンドが直ればもちろん大丈夫だと思いますが、布川小学校のグラウンドの東側に砂利の駐車場ができました。大きく整備されて、それが原因で水はけが悪くなっている。去年、丹先生も教頭先生だったので分かると思いますが、その砂利の駐車場の設計が、レベル的にグラウンドより砂利の駐車場が高くてせき止めているような感じです。あれをもう少し工夫したら水はけがよくなると思いますが、そこら辺何か工夫というのはできないのでしょうか。

統合まであと何か月なので、せっかく統合するのに、新しい児童を迎えるのにグラウンドも使えないような状況では困るなど私は思うので、どのようにするのかお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） そちらに関しましては、確かに砂利の駐車場を造りましてから、そのように見える部分があると思いましたので、去年のうちにも2トン車10台近く入れて整備をしたというのが現状です。今後もそういうことが続くようであればそのような対策、そして暗渠のほうはちゃんと効いておりますので、その辺を含めまして今後検討していきたいと思えます。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 見守っていきたくは思いますが、台風前の運動会、今年は10月1日と聞いております。10月だと台風が来ますので、前回、去年ですか、水中ポンプでくんだ記憶がありますので、そういう整備を大人たちがやってあげないと子供たちにはどうしようもできないので、楽しい小学校生活6年間しかないのです、よろしくお願ひします。

続きまして、(5)利根中学校の第1グラウンド、これはテニスコートになります。第2グラウンド、裏側の野球部が使うグラウンドですが、ここも水はけが悪くて、クラブ活動に支障が出ている。朝ちょうど通ったら、指導の先生が水中ポンプを朝から回さないとグラウンドが使えない状況になっていました。

これを踏まえて、やはり大人がどうにか、町がどうにかするしかないのですが、町は今後どういう対応をするのかお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） 5月16日月曜日の午前中に第2グラウンドの野球場の情報を花嶋議員からお聞きしましたので、早速午後4時頃現場を確認したところ、議員がおっしゃるとおり、グラウンド内には水たまりがありました。次の日に現場を確認したところ、水たまりは少しありましたが、前日より乾いている状態でした。

水中ポンプの使用については、第2グラウンドで土曜日及び日曜日の練習試合が組まれていて前日等に雨が降ったときがあり、無理して試合を行うため、水中ポンプを使って水抜きを行ったり、平日の練習前に何度か行っており、令和3年度は5回くらい実施したと聞いております。

グラウンドの水はけが悪いことにつきましては、次の日天気がよければある程度乾きますので、その後水たまり等を整備するのに、第1グラウンド及び第2グラウンドに川砂等をそれぞれ2トン車2台ずつ用意したいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 川砂で対応をしていただけるということで、第2グラウンドが使えない場合どういう練習をするのかお伺いしたいのですが、よろしいですか。第2グラウンドが使えないときにどのような練習をするのか。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） そのことについては確認はしておりませんが、通常、野球部等であれば、天気がよければ走ることはできると思うので道路で走ったり、雨が降ってグラウンドが使えないというところであれば、体育館が空いていればそこでの準備だったり、あとはキャッチボール等もできますので、グラウンドが使えなくてもいろいろ考えた練習はできるかなと考えております。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 今も課長の答弁で道路という言葉が出ましたけれども、今、道路を使っているんですね。道路も使用することがあります。道路は使用することはもちろん許可はしていないと思いますが、道路に生徒が集まり、寝転んでいる生徒もいるんですね、実際。だから、どのような指導をしているのか。もちろん普通でも道路に寝てはいけないですが、やはりグラウンドが使えない、それがあから、道路で寝ていいということではないですけども、そこら辺ちょっと考えるんですね。

グラウンドが使えない。道路を使っている、寝ている子もいる、非常に危険。どういう指導をしているのか。早くグラウンドを整備すれば道路を使わなくて済むわけですが、今後そういう指導とか、道路使用許可は出していないと思いますが、教育長、どういうふうにご子供たちを指導していきますか。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） それにつきましては、雨が降っても常にグラウンドで野球ができるというのは、プロとも違いますので、雨が降って次の日できないというのは、正直、当たり前部分もあると思います。

議員おっしゃったようなところは、学校の顧問の先生、運動部活動を見るときには顧問の先生がついておりますので、そこでそういう御指摘がありましたということで、これから指導させていただきます。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 道路で寝転がられると、車が通っていても危ないのでよろしくをお願いします。

続きますので、質問事項2に移ります。

まちなか商店街活性化事業、とねまち0→1BASE（ゼロワンベース）について、
(1) インキュベーション施設（空き店舗）改修工事の進捗状況をお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 清水まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（清水敬子君） 改修工事でございますが、昨年10月に実施いたしました内部解体のワークショップからスタートいたしまして、今年3月には業者による主要部分の内装工事が完了いたしました。4月には町民の方々に御参加をいただいた壁塗りワークショップを実施したほか、家具の設置や細かい部分の補修などを行い、5月17日に全

ての工事が完了しております。

議員の皆様には5月20日の内覧会において、これら解体から完成に至るまでの様子を映像で御覧いただきました。御説明をさせていただいたところでございます。また、先日6月4日には、一般の方や地元関係者などの方々を対象にお披露目イベントを開催し、多くの方々に御見学していただいたところでございます。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 工事は終了ということで、一般質問を出したときが工事終了前ということで、御配慮いただきたいと思えます。見学させていただきまして、本当に雰囲気がよくつくられているなという感じがいたしました。

ただ、バリアフリーの観点から、障害者のことは考えていないなと思って、とても残念でした。入り口の段差、トイレの段差がありました。また、玄関ドアが扉になっていること、車椅子で開けるのが大変だということです。雨が降ると玄関先に雨除けがないということで、工事は終了したと言っていました。追加工事というのはされるのでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 清水まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（清水敬子君） 障害者用の車椅子の対応につきましては、建物の構造上、完全なバリアフリーとまではいかないところがございます。今後そういう方々が多く集まるようであれば、対応を考えさせていただきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 今後集まるようなではなく、誰もが利用できるような町の施設でしょうから、一刻も早く追加工事をしていただきたいと思えます。そういうことがネックになってお客さんが来ないということになってしまうと、せっかくチャレンジショップで営業したいという人もなかなか難しいかなと思われるので、できれば早めに工事をお願いしたいと思います。

（2）に移ります。とねまち0→1BASEで、チャレンジショップの内容と出展者募集の状況をお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 清水まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（清水敬子君） チャレンジショップでございますが、お店を始めたいが経験がなく、最初から独立店舗で起業することが不安な方や創業間もない方に対し、一定期間店舗をお貸しし、町内で起業するまでの間経験を積んでいただくための施設でございます。貸出期間は最長1年とし、この間に経営に関する知識やノウハウを学び、チャレンジショップ卒業後は、町内の空き店舗を活用するなどして開業していただきたいと考えております。

貸出しスペースは約41平米で、客席のほか対面型のオープンキッチン、バックヤードが備わっている飲食店型のスペースとなっております。料金でございますが、施設使用料が月額2万円、光熱水費につきましては、電気使用料と上下水道使用料、それぞれ毎月の請

求額から共有スペース部分の5,000円を差し引いた額で、ガス使用料は全額実費となっております。対象業種は、飲食店、飲食料品小売業、小売業、サービス業が対象となっております。

募集状況につきましては、4月28日から5月27日までの1か月間出店者の募集を行いましたが、残念ながら応募はございませんでした。現在は随時募集に切り替え、再度ホームページやSNS、チラシ等で広く周知に努めているところでございます。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 募集はゼロということですが、また同じ要項で募集をするのかお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 清水まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（清水敬子君） 今、随時募集を行っております。しばらく様子を見まして、あまりにも今の要項は無理が多いなというようなところがあれば、今後、再度検討させていただきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） ゼロということは、何かが合わなかったということだと思いますが、ゼロの検証はしたのか。その場所なのか、家賃の金額なのか、2万円は結構低額でいいかなと思いますけれども、賃貸期間の長さ1年までなのか、それとも今後利根町での開業がネックなのか。

課長、どのように思われますか。課長になって何日もたっていないと思いますが、何がネックでゼロか、要項はそのまま進むと言っていますが、今ないということは、次も結構難しいかなと思います。課長なりにどうすれば募集があるのか、何かお考えはありますか。

○議長（新井邦弘君） 清水まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（清水敬子君） 応募がゼロということにつきまして、実際応募されている方は今現在いらっしゃいません。ただ、興味を示していただきまして、0→1BASEのほうへ直接見学に来てくださった方、問合せがあった方、あと企業塾の1期生の中でも興味を示してくださっている方もいらっしゃいます。

ただ、トライアル施設のチャレンジショップのほうに出店するとなりますと、企業塾に1期生で受講されていた方も、現在仕事をしながら創業を考えているような方々が多く見られておりましたので、なかなか踏み切ることに勇気が必要なのかなと思います。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 私のところにも二、三人尋ねてきた方がいまして、金額は2万円です。うれしいなど。この営業時間の日数の縛り、あと利根町の税金を使っていますけれども、利根町での開業、開業しなくてはいけないのか、そこがネックだなという方がいて、そこをどうにか変えてもらえないかと言われたのですが、今後何月まで募集するかあれですけれども、なかった場合は、どこを課長としては譲歩しますか。

金額2万円は、みんないいかなと言っていたので、利根町で開業をしなくてはいけないのか、1週間のうち何日開業しなくてはいけないとか、そういう縛りがとてもきつくて、応募したいんだけど応募できないと言われた方が、本当に開業に意欲はあったのですが、縛りがきついと。その方も30代の女性でしたけれども、やってみたいという意欲はすごくあったので、ぜひともそういう方にチャンスをもっと与えてあげたらどうかなと思うのですが、いかがですか。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員に申し上げます。ただいまの質問は通告されておりませんので、御注意願います。通告内容に沿い質問をしてください。

花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） それでは、新しく見直しされて、また募集要項を出していただくよう検討をお願いします。

続きまして、質問事項3、町営ドッグランについて、（1）ドッグランの利用状況をお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 飯田生活環境課長。

○生活環境課長（飯田喜紀君） ドッグランの利用状況については、新聞に取り上げられたことで注目度はさらに高まり、町内外の多くの愛犬家の皆様からお問合せをいただき、御利用いただいております。

先日、担当職員が現場確認を行った際に、愛犬家の方々から、このようなドッグランを造っていただきありがとうございます。すてきな場所なので今後も利用させていただきたいと思っていますなどといったお話をいただいております。また、現時点までに、利用者の方からのクレームなどは入っておりません。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 土手のところにできて環境もよく、風通しもよく、いい場所だなと思っています。私もドッグランのところを見学に行ったら、何か困っていることとかありますかとお伺いして、狂犬病のワクチンのプレート、今年は黄色ですね。それが1年間有効で、前のやつとかぶって見分けができなくて、その人本当にやっているのかというような声も聞こえたので、そこら辺周知徹底というか、利用者に分かるような、安心できるようなドッグランはできないものですかね。課長、何かそういう工夫はありますかね。

○議長（新井邦弘君） 飯田生活環境課長。

○生活環境課長（飯田喜紀君） 看板で、町営ドッグラン利用における注意事項という項目の中で、利用は1年以内に狂犬病予防注射接種済みの交付を受けている犬に限らせていただきますという注意事項が書いてあります。そちらを見て利用していただいていると、町のほうでは判断しております。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 利用者のことを信じていくしかないと思いますが、プレートは

色が違うので、今年度と前年度も色が違うので、1年間有効で誤差が出てしまうので、不安を与えてしまうなと思いましたが、質問させていただきました。

続きまして、(2)5月号の「広報とね」に記載されている利用について、問題が生じ施設管理者が必要となった場合、施設の休止または廃止することがあると書いてあったので、どういうことを予想されて、こういうことを書いたのかお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 飯田生活環境課長。

○生活環境課長（飯田喜紀君） 利根町営ドッグラン利用における注意事項に記載のあるドッグランの利用について、問題が発生し施設管理者が特に必要とした場合は、施設の利用を休止し、または廃止するものとしますという項目についてですが、本注意事項を守らない利用者に対し、町が指導を実施しても改善されない場合に、休止することを想定しております。廃止に関しましては、災害や事件、事故等が発生した場合を想定しております。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 災害は分かりませんが、せっかく造ったのであれば休止などならないように、注意喚起をよく、プレートだけたまに見に行ってみてもらって、楽しく皆さんが使えるように町の方も注意して見ていただければいいと思います。

続きまして、質問事項4番、フレッシュタウンの公園、歩道について、(1)公園のケヤキ等の枯れ葉、これが住民を悩ませております。町の対応をお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 清水まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（清水敬子君） 公園の枯れ葉、落ち葉の清掃につきましては、近隣にお住まいの方やボランティア団体の方々に多大なる御協力をいただいております。この場をお借りいたしまして、御礼申し上げます。ありがとうございます。

公園の樹木の剪定、伐採についてでございますが、年次計画に沿って実施しております。それに伴い、枯れ葉、落ち葉の問題も解決できるのではないかと思います。予算の都合もございますので、全ての公園を毎年実施するというわけにはいきませんが、町といたしましても、引き続き公園の環境維持に努めてまいりたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） フレッシュには児童公園という公園があるのですが、ここは樹木の枝が、民地、隣のお宅の土地に越境していたり、そこは道路にも伸びていて車の妨げになっています。これは今年やってもらえるのか。隣の人の敷地に町の木が出ているというのは、町も注意する立場ですけれども、人の家、民地に出ているというのは、こちら辺の木を先にやっってもらうということはできないでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 清水まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（清水敬子君） フレッシュの児童公園、フレッシュタウンの中にございます第1公園、第2公園、第3公園が……。

○7番（花嶋美清雄君） 水道の脇になります。

○まち未来創造課長（清水敬子君） 第3公園になります。そちらにつきましては、今年度の伐採の計画はございません。昨年度、公園のほうで剪定を行っております。電線に接触している部分等の枝の剪定を実施しております。

令和4年度には第3公園の剪定工事は計画に上がっておりませんが、令和5年度に第3公園の樹木剪定工事を計画しております。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 多分フレッシュのほうでも、苦情という感じで区長から出ていると思います。隣の方に迷惑かけているというのは、まずいのではないかなと思います。道路に関しても伸びていると事故の原因になりますので、町の責任になってしまうので、速やかに作業を行っていただきたいと思います。

この第3公園のケヤキも、隣の民地、住民の有志で伐採作業が行われました。本当に御苦労さまです。話によると、この伐採されたケヤキですが、第3公園のケヤキの種が落ちて育った可能性があるのではないかと今お話をしているらしいですが、この原因が第3公園のケヤキの種になった場合、この伐採とか作業に金額がかかっていますけれども、町はこういうお金を払うことはできるのでしょうか。

○議長（新井邦弘君） 清水まち未来創造課長。

○まち未来創造課長（清水敬子君） 第3公園につきまして要望がございました。町のほうで回答がございます。令和3年6月に、電線に接触している枝は剪定を行いました。隣地への落ち葉、種子落下、根の張り出し等につきましては、令和4年度で対応していくことを回答しております。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 令和4年度の前に前倒してやっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。本当にみんな困っているのです。もしかしてその種がこぼれてあんな大きい木になってしまったといたら、やはり町の責任になってしまうので、よろしく願いしたいと思います。

（2）前回指摘した歩道の水たまり、この補修の進捗状況をお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） 歩道の水たまりの補修につきましては、フレッシュタウン区長からの要望等もございました。現地を確認して補修しております。また、補修に関しましては、前回答弁しましたとおり、道路パトロール等で補修等をしなければならないような箇所があれば対処したいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 花嶋議員。

○7番（花嶋美清雄君） 素早い対応ありがとうございます。歩道も直ったということで感謝していると思います。ありがとうございます。そういうこともあって、公園の樹木の剪定も伐採も早めに施工できることをお願いいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（新井邦弘君） 花嶋美清雄議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を15時ちょうどとします。

午後2時45分休憩

午後3時00分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

8番通告，5番石井公一郎議員。

〔5番石井公一郎君登壇〕

○5番（石井公一郎君） 8番通告，5番石井公一郎です。

町道103号線延伸事業について質問いたします。

茨城県の過疎代行事業として、町道103号線延伸事業は、事業用地の買収、環境影響基礎調査等を実施しており、事業用地では樹木伐採が開始されております。県からの情報を得て、現在の進捗状況と今年度の実施予定事業、また完成予定をお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 石井公一郎議員の質問に対する答弁を求めます。

中村建設課長。

〔建設課長中村敏明君登壇〕

○建設課長（中村敏明君） 石井議員の御質問にお答えいたします。

現在の進捗状況につきましては、令和3年度から引き続き用地買収の交渉及び環境影響調査を継続しているとのことでございます。また、令和4年度につきましては、流末の排水整備工事、道路改良工事に取りかかりたいとのことでございます。完成予定につきましては、買収もまだ完了しておりませんし、環境影響基礎調査や埋蔵文化財の調査も済んでおりませんので、現段階において明確にお答えすることはできません。

当町としても、県と連携を図り、事業の早期完成に向け、引き続き協力していきたいと考えておりますので、議員の皆様方の御理解、御協力をお願いいたします。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今の答弁では、まだ用地の買収も終わっていない、埋蔵文化財についてもまだ調査が終わっていないと。そうすると、地権者の相続とか、そういういろいろな問題があって遅れているとは思いますが、その辺が終わらないと着手ができないと思います。何%ぐらい買収は済んでいますか。

○議長（新井邦弘君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） 現在の用地買収の進捗状況につきましては、87%と説明を受けております。しかし、相続や行方不明者の所有者もいることから、残りの13%につきましてはしばらく時間がかかるものと思われまます。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 県のほうでやっていることであって、町はそれに協力していく

ということだと思いますけれども、埋蔵物もまだ分からないような状況であれば、まだまだ時間はかかるのかな、その辺どうですか。

○議長（新井邦弘君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） 埋蔵文化財に関しましては、これから試掘調査ということになろうと思っております。試掘調査を実施した中で、本調査が必要ということになれば、またそれからかなりの時間が必要となります。その場所は、天神様に近いほうの山の部分での調査となります。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） それでは、2番の道路の縦断勾配は、早尾の天神様の方面から下りが8%、ランドロームへの上りが7%だと聞きましたが、勾配率では分かりにくいので、大平地内のフラットの部分は何メートルあって、上り何メートル、下り何メートルとなれば、ある程度の勾配というのは分かると思うんですよ。その辺についてはいかがですか。

○議長（新井邦弘君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） お答えいたします。

早尾の天神様からランドロームに向かっていく順序で御説明いたします。

まず、早尾の天神様から大平地内へ下り切った一番低いところまでの距離は約215メートルで、約17メートル下ります。その一番低いところから約100メートルの部分は0.4メートル、40センチの上りとなります。そこから約55メートルのところまで、約3.8メートル上ります。最後に、そこから県道まで約73メートルで、約1.4メートルの上りだと聞いております。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 県のほうでそのように言うのでしょうか、一番心配しているのは、高齢者がその道路が出来たときに下り上りするのに、雨が降ったりしたときのこれだけの勾配、実際に歩いてみなくては分からないけれども、これは本当に高齢者が安心して上り下りできるような形なのかなと思うんですよ。その辺が実際に分からないので、実際に全体の長さ、この前の説明では450メートルだった。その距離で本当に大丈夫なのかなと思うんですよ。その辺は心配しています。

県がやる事業だからしようがないと思うけれども、この前の答弁で、設計の限度内で計画はしているという答弁だった。そのときの限度内というのは、どういうことを意味しているのか、その辺説明してください。

○議長（新井邦弘君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） まず一つ、450メートルという件がございました。450メートルというのは、私、前回の答弁したのは、あくまでも直線で平面上の距離ということで答弁させていただきました。実際にはアップダウンになりますので、たしか490ぐらいの延

長にはなるかなと思います，縦断距離にしますと。それを一つお伝えしておきます。

それと，設計関係ですけれども，設計速度が30キロ，道路種別として3種3級という設計書面に基づいて設計して，縦断勾配が限度となります8%で計画されているものでございます。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） よく7%，8%と言うんだけれども，実際に現場の出来上がったやつを見ているわけではないので，数字でそう言われてもどれだけの勾配なのかというのは分からない。ただ，心配しているのは，高齢者がその新たな道路が造られたときに危ないのではないのでしょうかという話もあるんですよ。

町長から県のほうにその辺の話をして，何とか危なくないような道路にさせていただきたいなと思いますが，町長，いかがですか。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 先日，建設課長と毎年私行っているのですが，工事事務所に行きまして説明を受けてまいりました。そのときに予算の問題，今年は利根町に対して103号線は幾ら，県でやっている事業どのぐらい予算ついているのかとか，進捗状況も聞いてまいりました。

石井議員おっしゃるとおり，前に聞いたときは，今のランドローム前の勾配ぐらいになるのではないかという話もしておりました。これから新しい道路できる中で，歩いて渡るときには非常にきついただろうと私も感じていますので，いろいろな公共交通というか，そういうのも考えながら，皆さんと一緒になって無人バスみたいなものが走れるような努力もしていきたい。また県にもそういうお話をして，何とかいい方向で持っていけるように努力していきます。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今，町長が申されたように，やはり安全でなければならないと思うんですよ。ですから，町長からも県のほうによろしくお願いしたいと思います。

それでは，2番目の西部地区基盤整備事業について。

令和3年度で第1期地区である羽根野地区の整地工事を実施しましたが，今年度は第2期地区内の文小学校から横須賀方面まで整地工事を着手するとのことですが，実際にどの付近まで整地工事が実施されるのか。また，横須賀地区の終了後は押付本田から最後は中田切地区と聞いておりますが，具体的にどの地区は何年から実施して，その実施計画をお聞かせください。

○議長（新井邦弘君） 大越農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） 県営利根西部地区基盤整備につきましては，議員御承知のとおり，令和3年度に第1期地区の荒整地までが完了しております。

今後の実施計画について県に確認したところ、令和4年度は第1期地区の仕上げ整地、第2期地区の一部である文小学校付近から横須賀、利根中学校前付近までの荒整地工事を計画しているとのことでございます。令和5年度以降につきましては、第2期地区の横須賀から西へ下井、下曾根、上曾根、第3期地区の押付新田から東へ布川、中田切と工事を進めていく予定でありまして、令和11年度の完了を目指しているとのことでございます。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） そうすると、今、令和11年度に完了すると。それで、実際に機場が8基できるとか、そのようにして令和11年度に完了していくということですが、実際にはみんなこれ仮換地ではないけれども、図面上では全部完了していますよね。ですから、実際に売買とかもしている状況であるので、その辺売買については相当進んでいますか。

○議長（新井邦弘君） 大越農業政策課長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） この事業は県営事業でありまして、県のほうで行っていただいているところですが、換地のほうが済んでいて、これからの各地区の工事、何年にやるかということだと思いますが、令和4年5月時点での詳細な地区ごとの年度の計画といたしましては、2期地区の今年度実施する荒整地のところは、次年度仕上げ整地を行いまして、その続きのところは、下井、下曾根地区は令和6年度を予定しているということでご一緒しております。

それで、3期工事の押付新田前のところから東側に行くところは、令和6年度着工予定ということで聞いておりまして、8工区まで終わった後に排水機場等の工事が入り、令和11年度で完了を目指しているということでご一緒しております。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 分かりました。

それでは、3番の県道取手東線バイパス整備事業についてお伺いいたします。

千葉竜ヶ崎線から取手東線までの延伸は、昨年の議会の答弁ですと、稲敷土地改良事務所と竜ヶ崎工事事務所の話合いで、先行して西部地区の基盤整備事業を実施するというものでありましたが、国保診療所から千葉竜ヶ崎線まで開通した後に、いろいろな検証とかも必要になるでしょうという答弁がありました。

基盤整備終了後となると、区画が崩れるということになりますが、そのことはどのように考えているかも含めて、その検証内容と、県の全線開通に向けて今後の実施予定について県からの情報をもらっていると思うので、その辺について説明してください。

○議長（新井邦弘君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） お答えいたします。

このバイパス事業は、茨城県において、羽中地内の国保診療所付近から押付新田地内利根川堤防までの約3.1キロメートルのバイパスを計画しているところでございます。現在

は、羽中地内の国保診療所付近から中田切地内の主要地方道千葉竜ヶ崎線までの約1.1キロメートルの整備が優先的に進められております。

御質問でございます。基盤整備終了後になると区画が崩れるとのことですが、まずは、国保診療所付近から中田切地内の主要地方道千葉竜ヶ崎線までの約1.1キロメートルの優先整備区間の事業が始められておりますので、今後の整備計画については、町の事業もそうですけれども、事業を行いながら、当初の計画どおり進められるか、変更しなくてはならないのか検討しながら事業は行っていくものと認識しておりますので、今、行われている事業の早期完成に向けて、町としましては茨城県に協力していきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 診療所前、羽中地区については、現状、土盛りしたりしていますので、それは分かるんですよ。ただ、農家の方が心配しているのは、先ほどの西部地区の土地改良が仮換地までできている中で、3期工事で押付前が令和6年度から始まるということで、実際に押付から取手東線、押付前から千葉竜ヶ崎線まで、本当に土地改良をやってそこへ新たな道路を造るというのは、農家の方はみんな心配している、実際に。本来であれば、あれは県が相当前に測量終わっているんですよ。それで、反対があつてできなかったと。だけれども、この前の質問のときには、まだ計画は生きていますよということなんだけれども、ただ、土地改良基盤整備を終了してそこに道路を造るとなったら、国も県もお金出しているながら、それをまた潰してという形、本当にそういうことがあっていいのかなと。

農家の方はあそこの土地を持って、今度新たに基盤整備された、どこの部分が来るというのは分かっていますから、そこら辺が今度道路にかかりますよとなったときに、果たしてそれでいいのかなと。その辺は、国の国庫補助も使いました、県も使いました。それをぶっ壊して、今度道路を造ります。果たしてこれが利根町の住民にとって、本当にいいのかな。その辺、町長、どうですか。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 千葉竜ヶ崎線から土手のところに流れる残り半分以上、2点ちょっとだと思うのですが、その件に関しましては、西部地区の基盤整備のときに図面を見たときには、確かに道路が残っていました。県へ行ってそのことを聞いても、しゃべってくれないんですよ、土木事務所で。こっちのほうは、今年は6,000万円か7,000万円、地盤改良やるのに8,000万円ぐらいの予算がつかましたというのは答えてくれるのですが、そっちへ行くと担当がまた今年も替わってしまって、新たに言って、それは後で調べますみたいな返事でした。

ただ、西部地区の基盤整備の図面をちらっとのぞいたときには、道路が土手まで残っているという状態で、それ以上のことは、担当課長が長くやっているのだから聞いていると思うので、分かる範囲で答えさせます。

○議長（新井邦弘君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） 取手東線バイパス事業という名前になっておりますので、バイパス事業ということは、現道と現道を結ぶ道路を造っていくというのがバイパス事業だと私は思っております。

そのような中で、今、布川地内の狭窄区間や横町とか馬場の狭隘部分、あの辺りの屈曲しているところの危険性とか騒音とか振動、そのような問題もある中で、千葉竜ヶ崎線まで先行して道路整備がされているということは、よかったなと感じているところでございます。

議員がおっしゃっている、そこから先の堤防までのルートに関してですけれども、道路整備という中では起点は決まっていますけれども、つなぐ現道が利根川の堤防ということになっておりますので、区画整理によりまして土地の形状が違った中で道路を計画するに当たっては、千葉竜ヶ崎線まで開通したとして、その後、この前も議会で答弁したかもしれませんが、いろいろな検証した中で、今度は経済的なルートとか、そういうものを検討しながら進められるのかなと思っております。

基盤整備後であっても、バイパス整備事業ということであれば、そんなふうに進められるのかなと思いますけれども、これはあくまでも県事業ですので、そんなに私が答えられることではございません。それから、時間もかかる事業だと思っております。

○議長（新井邦弘君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 県の事業だからというのは、それはそうなんだけれども、実際に県の事業であっても現場は利根町の中ですから、農家の方は実際に仮換地まで済んで、先ほど経済課長が言うように、令和11年度で完了していくという中で、この前のときも反対があっただけでできなかったんですよ。だから、農家の方は基盤整備やった後にその道路ができるのかというのを一番心配しているのであって、反対すればできないでしょうけれども、県のやることだから。

私らが思っているのは、基盤整備やる前にその対応ができれば一番よかったのかなと思っておりますけれども、県の事業だからしようがないやといっても、実際やるのは利根町の中ですから、町長、その辺は農家の意向も酌んで、何とかいい方向に持ってってもらいたいなと思います。

最後に、町長、話してください。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 県のほうに言って努力はしています。前から上がっている計画なので、ぜひ成功できるように頑張っています。

○議長（新井邦弘君） 石井公一郎議員の質問が終わりました。

○議長（新井邦弘君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日6月8日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

午後3時30分散会